

1. 職員の任免及び職員数の状況

職員数につきましては、令和 7 年 4 月 1 日時点で 35,848 人でしたが、令和 8 年 4 月 1 日時点では 36,429 人となり、差引 581 人の増となりました。

※職員の採用につきましては、行政委員会事務局ホームページ内「職員採用」をご参照ください。

(1) 職員数

(単位：人)

部門	職員数 (令和 7 年 4 月 1 日)	職員数 (令和 8 年 4 月 1 日)	対前年増減数
市長部局	15,862	15,936	74
市会・行政委員会 等	15,099	15,538	439
消防局	3,715	3,793	78
水道局	1,172	1,162	▲10
合計	35,848	36,429	581

注 1 公益法人・営利法人派遣職員を含んでいます。

注 2 令和 7 年においては副首都推進局の大阪府職員（35 人）、万博推進局の大阪府職員（186 人）、I R 推進局の大阪府職員（16 人）、大阪都市計画局の大阪府職員（90 人）、大阪港湾局の大阪府職員（125 人）を除いています。令和 8 年においては副首都推進局の大阪府職員（69 人）、I R 推進局の大阪府職員（18 人）、大阪都市計画局の大阪府職員（99 人）、大阪港湾局の大阪府職員（126 人）を除いています。

注 3 任期付職員を除いています。（令和 7 年は 673 人、令和 8 年は 627 人）

注 4 市会・行政委員会等は、市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局、教育委員会所管の校園の職員を示しています。

(2) 採用者数（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：人）

部門	採用者数
市長部局	700
市会・行政委員会 等	714
消防局	196
水道局	30
合計	1,640

注 1 任期付職員を除いています。

注 2 再任用職員を除いています。

(3) 退職者数（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：人）

部門	定年退職	その他	合計
市長部局	2	547	549
市会・行政委員会 等	0	458	458
消防局	0	120	120
水道局	0	40	40
合計	2	1,165	1,167

(4) 「新・市政改革プラン」に基づく定員管理の取組

本市では平成 18 年度から効果的・効率的な行財政運営をめざして市政改革を進めてきており、平成 24 年 7 月に策定した「市政改革プラン」や、平成 28 年 8 月に策定した「市政改革プラン 2.0」に基づき人員見直しの取組を進めてきました。同プランに基づき、令和元年 10 月 1 日までに、経営システムの見直し等や、万博、G 2 0 等の期間を限定した臨時的増員を除き、835 人の削減を行いました。

さらに技能労務職員について、令和 4 年 3 月に策定した「市政改革プラン 3.1」に基づき、「民でできることは民で」という考え方のもと、引き続き委託化、効率化を図っているところです。

一方で、災害時対応など公の責務を果たすという観点を踏まえ、将来にわたって最低限必要となる部門ごとの技能労務職員数を精査するとともに、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、採用を再開することとしました。

令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」においても、上記の考え方のもと、引き続き適正に人員マネジメントに取り組んでいきます。

※「新・市政改革プラン」の詳細については、市政改革室ホームページ内「新・市政改革プラン」をご参照ください。

(5) 職員数の推移

(単位：人)

部門	平成17年 10月1日	令和3年 10月1日	令和4年 10月1日	令和5年 10月1日	令和6年 10月1日	令和7年 10月1日	令和8年 4月1日
市長部局	25,860	15,382	15,495	15,702	15,807	15,792	15,936
市立大学	2,285	0	0	0	0	0	0
市会・行政委員会等	5,777	15,696	14,712	14,733	14,871	15,087	15,538
消防局	3,489	3,611	3,624	3,650	3,727	3,773	3,793
市長部局等計	37,411	34,689	33,831	34,085	34,405	34,652	35,267
交通局	7,901	0	0	0	0	0	0
水道局	2,296	1,292	1,258	1,240	1,194	1,166	1,162
合計	47,608	35,981	35,089	35,325	35,599	35,818	36,429

注1 公益法人・営利法人派遣職員を含んでいます。

注2 副首都推進局（平成28年10月1日以降）、I R推進局（平成29年10月1日以降）、大阪港湾局（令和2年10月1日以降）、大阪都市計画局（令和3年11月1日以降）、万博推進局（令和4年1月1日以降令和8年3月31日以前）の大阪府職員を除いています。

注3 任期付職員を除いています。

注4 市会・行政委員会等は、市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局、教育委員会所管の校園の職員（平成28年10月1日以前は府費負担教職員を除く）を示しています。

《令和８年度の主な増減項目》

（市長部局）

- ・ こども・子育て・教育施策推進のための体制強化による増
- ・ 万博終幕に伴う臨時的増員の清算による減

（市会・行政委員会等）

- ・ 中学校の 35 人学級編制に伴う定数増
- ・ 通級指導教室の開設に伴う増
- ・ 給食調理員の採用再開による増

（水道局）

- ・ 水道センター及び浄水場等の業務見直しによる減

(6) 定年前提任用短時間勤務職員数

本市では、意欲と能力がある 60 歳超の職員の知識・経験等を有効に活用するとともに、健康上、人生設計上の理由等により希望される多様な働き方を可能にするといった観点から、60 歳を超える定年前の職員のうち、意欲と能力のある職員を再度、定年前提任用短時間勤務職員として任用します。

(単位：人)

部 門	職員数（令和 8 年 4 月 1 日）
市長部局	47
市会・行政委員会等	0
消防局	17
水道局	5
合計	69

※教育委員会事務局所管の校園の職員を除いています。

2. 職員の人事評価の状況

職員の能力や勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて人事管理を行うことは、公務能率や職員の勤務意欲の向上等の観点からも重要です。

本市においては職員の能力・実績について、より公正・公平性、客観性、納得性を重視するとともに、組織目標を踏まえた各自の勤務実績を評価対象とする相対評価による人事評価制度を導入し、年1回定期的に評価を実施しています。

評価制度に対する透明性や納得性の向上を図る観点から、評価基準等を職員に対して明示するとともに、評価終了後の評価結果については、全職員本人へ開示しています。

また、評価・面談等の手続に関する苦情や評価結果に関する苦情については、苦情相談制度を設け、事案に応じて適切な対応を行うこととしています。

その評価結果については、人事異動、昇任・昇格、分限等の人事管理上の基礎資料とするとともに、昇給・勤勉手当の給与処遇に反映しています。

令和7年度人事評価結果【区長・局長級の職員】

(単位：人)

	分布割合					合計
	第1区分 (5%)	第2区分 (20%)	第3区分	第4区分	第5区分	
区長・ 局長級	4	16	61	0	3	84
	4.8%	19.0%	72.6%	0.0%	3.6%	100%

令和7年度人事評価結果【部長級以下の職員】

(単位：人)

	分布割合					合計
	第1区分 (5%)	第2区分 (20%)	第3区分	第4区分	第5区分	
市長部局	707	2,961	10,722	134	89	14,613
	4.8%	20.3%	73.4%	0.9%	0.6%	100%
市会・ 行政委員会等	36	150	549	2	1	738
	4.9%	20.3%	74.4%	0.3%	0.1%	100%
消防局	9	36	131	2	0	178
	5.1%	20.2%	73.6%	1.1%	0.0%	100%
水道局	58	230	838	15	5	1,146
	5.1%	20.1%	73.1%	1.3%	0.4%	100%

合計	810	3,377	12,240	153	95	16,675
	4.9%	20.3%	73.4%	0.9%	0.5%	100%

※新規採用者、任用初年度の職員及び任期付職員（４条・育休代替）を除きます。再任用職員を含みます。

※市会・行政委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局を示しています。

※教育委員会所管の校園の職員を除いています。

※消防局は、係長級以下の職員を除いています。

※各割合については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

3. 職員の給与と状況

一般職の職員の給与は、基本給としての給料と扶養手当や通勤手当などの諸手当で構成されており、大阪市内の民間事業所の給与との比較を基に行う人事委員会の給与報告・勧告に基づいて、条例で定められています。

また、市長や市会議員などの特別職の給料・報酬については、学識経験者などによって構成される特別職報酬等審議会の答申に基づいて条例で定められています。

給与等の概要は、次のとおりです。

①人件費の状況

(令和7年度決算見込)					
住民基本台帳人口 (令和8年1月1日時点)	区分	歳出総額 (A)	人件費 (B)		人件費率 (B/A)
2,798,782 人	全会計(公営企業会計除く)	3,491,206,796千円	320,705,937千円	<6,973,877千円> (1,462,159千円)	9.2 %
	うち一般会計	2,051,255,244千円	309,045,199千円	<6,752,630千円> (1,418,060千円)	15.1 %
	水道局	87,947,493千円	11,408,496千円	<258,960千円> (134,467千円)	13.0 %

(注1) 人件費には、特別職(市長・市会議員など)の給料・報酬などを含んでいます。

(注2) <>内は再任用フルタイム勤務職員にかかる人件費、()内は再任用短時間勤務職員にかかる人件費で、それぞれ内数です。

②職員給与費の状況

(令和7年度決算見込)							
区分		職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
一般職	全会計(公営企業会計除く)	34,550 人	136,347,095千円	45,580,223千円	66,268,787千円	248,196,105千円	7,184千円
	うち一般会計	33,275 人	131,406,000千円	43,917,640千円	63,859,027千円	239,182,667千円	7,188千円
	水道局	1,124 人	4,469,053千円	1,561,994千円	2,187,142千円	8,218,189千円	7,312千円
再任用 フルタイム 勤務職員	全会計(公営企業会計除く)	1,082 人	3,751,324千円	1,000,591千円	948,784千円	5,700,699千円	5,269千円
	うち一般会計	1,042 人	3,628,603千円	973,667千円	919,001千円	5,521,271千円	5,299千円
	水道局	50 人	143,945千円	36,565千円	36,244千円	216,754千円	4,335千円
再任用 短時間 勤務職員	全会計(公営企業会計除く)	348 人	883,664千円	208,454千円	214,920千円	1,307,038千円	3,756千円
	うち一般会計	336 人	856,522千円	202,565千円	208,519千円	1,267,606千円	3,773千円
	水道局	30 人	70,826千円	17,868千円	17,925千円	106,619千円	3,554千円

(注1) 特別職を除く一般職の職員給与費の状況を示しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(注2) 再任用フルタイム勤務職員及び再任用短時間勤務職員は外数です。

(注3) 期末・勤勉手当には賞与引当金を含んでいません。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(令和8年4月1日現在)

区分		平均給料月額	平均年齢
大阪市	一般行政職	339,000円	43.1 歳
	水道局企業職	327,000円	48.2 歳
	技能労務職	296,500円	54.5 歳
	小・中学校教育職	362,600円	39.1 歳
	高等学校等教育職	329,900円	60.7 歳
	幼稚園教育職	315,500円	37.8 歳
国	一般行政職	342,178円	41.7 歳

④職員的主要学歴別の初任給の状況(令和8年4月1日現在)

区分			初任給(給料月額)
大阪市	一般行政職	大学卒	227,600円
		高校卒	196,400円
	技能労務職	高校卒	196,600円
	小・中学校教育職	大学卒	268,800円
		短大卒	248,300円
	高等学校等教育職	大学卒	269,000円
	幼稚園教育職	大学卒	240,000円
		短大卒	216,700円
国	一般行政職	大学卒	242,000円【総合職】
		高校卒	232,000円【一般職】
	技能労務職	高校卒	200,300円
		高校卒	198,200円

(注) 技能労務職の初任給については、職種により異なるため、職種別の初任給の平均額を記載しています。

⑤級別の職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況

(令和8年4月1日現在)										
一般行政職										
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	－	
標準的な職務内容	係員	高度業務 の係員	係員 (主務)	係長	課長代理	課長	部長	局長	公弊区長	計
職員数	776 人	2,942 人	2,215 人	3,074 人	964 人	737 人	203 人	63 人	16 人	10,990 人
構成比	7.1 %	26.8 %	20.1 %	28.0 %	8.8 %	6.7 %	1.8 %	0.6 %	0.1 %	100.0 %

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和8年度における昇給への勤務成績の反映状況については、次のとおりです。

一般行政職(市長部局・学校園)

評価区分 職員区分	評価区分				
	第1区分 (5%以内)	第2区分 (20%以内)	第3区分 (他の区分に属さないもの)	第4区分 (10%以内)	第5区分 (5%以内)
課長級(6級)	6号給 (1号給)	5号給 (1号給)	4号給 (0号給)	3号給 (0号給)	0号給
課長代理級(5級)	5号給 (1号給)	5号給 (1号給)	4号給 (0号給)	3号給 (0号給)	0号給
係長級(4級)					
係員(3級)					
係員(2級)					
係員(1級)					

(注1) ()内は55歳以上の職員の昇給号給数です。

⑥職員 の 学 歴 別 ・ 経 験 年 数 別 の 給 料 月 額 の 状 況 (令 和 8 年 4 月 1 日 現 在)

区 分	学 歴	経 験 年 数		
		10 年	15 年	20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	292,700 円	323,400 円	366,700 円
	高 校 卒	276,300 円	290,700 円	308,800 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	224,300 円	234,800 円	244,600 円
	中 学 卒	—	—	—
小 ・ 中 学 校 教 育 職	大 学 卒	335,600 円	381,000 円	408,800 円
高 等 学 校 等 教 育 職	大 学 卒	—	—	—
幼 稚 園 教 育 職	大 学 卒	275,700 円	331,200 円	—
	短 大 卒	—	—	313,000 円

(注 1) 経 験 年 数 と は 、 採 用 後 、 引 き 続 き 勤 務 し て い る 年 数 の ほ か 、 採 用 前 に 民 間 企 業 等 に お け る 在 職 期 間 が あ る 場 合 は 、 そ の 年 数 を 換 算 し て 加 え た 年 数 を い い ま す 。
(注 2) 職 員 数 が 3 人 以 下 で あ る 経 験 年 数 に つ い て は 記 載 し て い ま せ ん 。

⑦期 末 ・ 勤 勉 手 当 の 状 況
(1) 公 整 区 長

区 分		大 阪 市		
		期 末	勤 勉	計
令 和 7 年 度	6 月 期	0.6625 月 分	1.0625 月 分	1.7250 月 分
	12 月 期	0.6875 月 分	1.0875 月 分	1.7750 月 分
	計	1.3500 月 分	2.1500 月 分	3.5000 月 分
令 和 8 年 度	6 月 期	0.6750 月 分	1.0750 月 分	1.7500 月 分
職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置		有		

(2) 特 定 管 理 職 員

区 分		大 阪 市			国		
		期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計
令 和 7 年 度	6 月 期	1.050 月 分 (0.6000)	1.250 月 分 (0.6000)	2.300 月 分 (1.2000)	1.050 月 分 (0.6000)	1.250 月 分 (0.6000)	2.300 月 分 (1.2000)
	12 月 期	1.075 月 分 (0.6250)	1.275 月 分 (0.6250)	2.350 月 分 (1.2500)	1.075 月 分 (0.6250)	1.275 月 分 (0.6250)	2.350 月 分 (1.2500)
	計	2.125 月 分 (1.2250)	2.525 月 分 (1.2250)	4.650 月 分 (2.4500)	2.125 月 分 (1.2250)	2.525 月 分 (1.2250)	4.650 月 分 (2.4500)
令 和 8 年 度	6 月 期	1.0625 月 分 (0.6125)	1.2625 月 分 (0.6125)	2.3250 月 分 (1.2250)	1.0625 月 分 (0.6125)	1.2625 月 分 (0.6125)	2.3250 月 分 (1.2250)
職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置		有			有		

(3) 一 般 職 員

区 分		大 阪 市			国		
		期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計
令 和 7 年 度	6 月 期	1.250 月 分 (0.7000)	1.050 月 分 (0.5000)	2.300 月 分 (1.2000)	1.250 月 分 (0.7000)	1.050 月 分 (0.5000)	2.300 月 分 (1.2000)
	12 月 期	1.275 月 分 (0.7250)	1.075 月 分 (0.5250)	2.350 月 分 (1.2500)	1.275 月 分 (0.7250)	1.075 月 分 (0.5250)	2.350 月 分 (1.2500)
	計	2.525 月 分 (1.4250)	2.125 月 分 (1.0250)	4.650 月 分 (2.4500)	2.525 月 分 (1.4250)	2.125 月 分 (1.0250)	4.650 月 分 (2.4500)
令 和 8 年 度	6 月 期	1.2625 月 分 (0.7125)	1.0625 月 分 (0.5125)	2.3250 月 分 (1.2250)	1.2625 月 分 (0.7125)	1.0625 月 分 (0.5125)	2.3250 月 分 (1.2250)
職 制 上 の 段 階 、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置		有			有		

(注) () 内 の 月 数 は 、 再 任 用 職 員 の 支 給 月 数 で す 。

【参考】勤動手当への勤務実績の反映状況
一般行政職(市長部局・学校園)
○再任用職員以外

補職	評価区分	支給割合					
		市長部局			学校園		
		令和7年		令和8年	令和7年		令和8年
		6月期	12月期	6月期	6月期	12月期	6月期
公葬区長	第1区分	1.4465	1.4695	1.4570	-	-	-
	第2区分	1.2235	1.2475	1.2350	-	-	-
	第3区分	1.0005	1.0255	1.0130	-	-	-
	第4区分	0.8135	0.8385	0.8260	-	-	-
	第5区分	0.5505・0.6635	0.5755・0.6885	0.5630・0.6760	-	-	-
局長級	第1区分	1.7220	1.7430	1.7445	-	-	-
	第2区分	1.4600	1.4830	1.4775	-	-	-
	第3区分	1.1980	1.2230	1.2105	-	-	-
	第4区分	1.0110	1.0360	1.0235	-	-	-
	第5区分	0.748・0.861	0.773・0.886	0.7605・0.8735	-	-	-
部長級	第1区分	1.7220	1.7430	1.7445	-	-	-
	第2区分	1.4600	1.4830	1.4775	-	-	-
	第3区分	1.1980	1.2230	1.2105	-	-	-
	第4区分	1.0110	1.0360	1.0235	-	-	-
	第5区分	0.748・0.861	0.773・0.886	0.7605・0.8735	-	-	-
課長級	第1区分	1.6370	1.6580	1.6595	-	-	-
	第2区分	1.4250	1.4480	1.4425	-	-	-
	第3区分	1.2130	1.2380	1.2255	-	-	-
	第4区分	1.0260	1.0510	1.0385	-	-	-
	第5区分	0.763・0.876	0.788・0.901	0.7755・0.8885	-	-	-
課長代理級	第1区分	1.1380	1.1630	1.1505	1.144	1.169	1.1565
	第2区分	1.1070	1.1320	1.1195	1.111	1.136	1.1235
	第3区分	1.0630	1.0880	1.0755	1.064	1.089	1.0765
	第4区分	0.9880	1.0130	1.0005	0.988	1.013	1.0005
	第5区分	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505
係長級	第1区分	1.1380	1.1630	1.1505	1.144	1.169	1.1565
	第2区分	1.1070	1.1320	1.1195	1.111	1.136	1.1235
	第3区分	1.0630	1.0880	1.0755	1.064	1.089	1.0765
	第4区分	0.9880	1.0130	1.0005	0.988	1.013	1.0005
	第5区分	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505
係員 (3級相当)	第1区分	1.1380	1.1630	1.1505	1.144	1.169	1.1565
	第2区分	1.1070	1.1320	1.1195	1.111	1.136	1.1235
	第3区分	1.0630	1.0880	1.0755	1.064	1.089	1.0765
	第4区分	0.9880	1.0130	1.0005	0.988	1.013	1.0005
	第5区分	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505
係員 (2級相当)	第1区分	1.1380	1.1630	1.1505	1.144	1.169	1.1565
	第2区分	1.1070	1.1320	1.1195	1.111	1.136	1.1235
	第3区分	1.0630	1.0880	1.0755	1.064	1.089	1.0765
	第4区分	0.9880	1.0130	1.0005	0.988	1.013	1.0005
	第5区分	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505
係員 (1級相当)	第1区分	1.1380	1.1630	1.1505	1.144	1.169	1.1565
	第2区分	1.1070	1.1320	1.1195	1.111	1.136	1.1235
	第3区分	1.0630	1.0880	1.0755	1.064	1.089	1.0765
	第4区分	0.9880	1.0130	1.0005	0.988	1.013	1.0005
	第5区分	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505	0.900・0.938	0.925・0.963	0.9125・0.9505

○再任用職員

補職	評価区分	支給割合					
		市長部局			学校園		
		令和7年		令和8年	令和7年		令和8年
		6月期	12月期	6月期	6月期	12月期	6月期
局長級	第1区分	0.6100	0.6350	0.6225	-	-	-
	第2区分	0.6050	0.6300	0.6175	-	-	-
	第3区分	0.6000	0.6250	0.6125	-	-	-
	第4区分	0.5360	0.5610	0.5485	-	-	-
	第5区分	0.4760・0.4970	0.5010・0.5220	0.4885・0.5095	-	-	-
部長級	第1区分	0.6100	0.6350	0.6225	-	-	-
	第2区分	0.6050	0.6300	0.6175	-	-	-
	第3区分	0.6000	0.6250	0.6125	-	-	-
	第4区分	0.5360	0.5610	0.5485	-	-	-
	第5区分	0.4760・0.4970	0.5010・0.5220	0.4885・0.5095	-	-	-
課長級	第1区分	0.6100	0.6350	0.6225	-	-	-
	第2区分	0.6050	0.6300	0.6175	-	-	-
	第3区分	0.6000	0.6250	0.6125	-	-	-
	第4区分	0.5360	0.5610	0.5485	-	-	-
	第5区分	0.4760・0.4970	0.5010・0.5220	0.4885・0.5095	-	-	-
課長代理級	第1区分	0.5040	0.5290	0.5165	0.504	0.529	0.5165
	第2区分	0.5020	0.5270	0.5145	0.502	0.527	0.5145
	第3区分	0.5000	0.5250	0.5125	0.500	0.525	0.5125
	第4区分	0.4730	0.4980	0.4855	0.473	0.498	0.4855
	第5区分	0.4510・0.4590	0.4760・0.4840	0.4635・0.4715	0.451・0.459	0.476・0.484	0.4635・0.4715
係長級	第1区分	0.5040	0.5290	0.5165	0.504	0.529	0.5165
	第2区分	0.5020	0.5270	0.5145	0.502	0.527	0.5145
	第3区分	0.5000	0.5250	0.5125	0.500	0.525	0.5125
	第4区分	0.4730	0.4980	0.4855	0.473	0.498	0.4855
	第5区分	0.4510・0.4590	0.4760・0.4840	0.4635・0.4715	0.451・0.459	0.476・0.484	0.4635・0.4715
係員 (3級相当)	第1区分	0.5040	0.5290	0.5165	0.504	0.529	0.5165
	第2区分	0.5020	0.5270	0.5145	0.502	0.527	0.5145
	第3区分	0.5000	0.5250	0.5125	0.500	0.525	0.5125
	第4区分	0.4730	0.4980	0.4855	0.473	0.498	0.4855
	第5区分	0.4510・0.4590	0.4760・0.4840	0.4635・0.4715	0.451・0.459	0.476・0.484	0.4635・0.4715
係員 (2級相当)	第1区分	0.5040	0.5290	0.5165	0.504	0.529	0.5165
	第2区分	0.5020	0.5270	0.5145	0.502	0.527	0.5145
	第3区分	0.5000	0.5250	0.5125	0.500	0.525	0.5125
	第4区分	0.4730	0.4980	0.4855	0.473	0.498	0.4855
	第5区分	0.4510・0.4590	0.4760・0.4840	0.4635・0.4715	0.451・0.459	0.476・0.484	0.4635・0.4715
係員 (1級相当)	第1区分	0.5040	0.5290	0.5165	0.504	0.529	0.5165
	第2区分	0.5020	0.5270	0.5145	0.502	0.527	0.5145
	第3区分	0.5000	0.5250	0.5125	0.500	0.525	0.5125
	第4区分	0.4730	0.4980	0.4855	0.473	0.498	0.4855
	第5区分	0.4510・0.4590	0.4760・0.4840	0.4635・0.4715	0.451・0.459	0.476・0.484	0.4635・0.4715

諸手当の状況 (1) 特殊勤務手当		(令和8年4月1日現在)	
名称	内容	単価	
高所作業手当	10m以上の高所かつ、転落防止のための柵等がない箇所での作業	日額	10m以上:220円 20m以上:320円
汚水内作業手当	下水管渠内で汚水に浸かって行う作業等	日額	770円
汚水内作業手当	公園内の池、水路又は堀の清掃のため汚水に浸かって行う作業等	日額	390円
荒天時船舶作業手当	風速10m以上の状況における船舶作業(船外活動に限る)	日額	720円
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を照射する業務や放射線・放射性同位元素を取り扱う業務(1箇月の被ばく量が100マイクロシーベルト以上の場合のみ)	月額	7,000円
特定医療業務手当	精神障がい者等の診察の立会の業務	1回	530円
	措置入院のため精神障がい者を移送する業務		720円
	手術の介助業務		720円
夜間看護手当	所定の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護業務	1勤務	深夜6H以上:7,300円 深夜4H以上6H未満:3,550円 深夜2H以上4H未満:3,100円 深夜2H未満:2,150円
医師等特別手当	所定の勤務時間以外の時間における勤務に服して行う緊急を要する診療に関する業務	1勤務	5H以上:19,500円 5H未満:9,750円
感染症予防救治従事者手当	感染症の汚染区域における処理作業 環境改善地区で行う結核検診に伴う業務(直接患者に接する業務のみ)	日額	160円
危険動物等取扱手当	現場における犬、負傷動物の捕獲業務	日額	630円
	動物愛護法施行令に規定する特定動物等(危険な動物)の捕獲業務		550円
	蜂の駆除		280円
	犬を抑留する檻房の清掃作業(殺処分後の後に行う作業のみ)		600円
取締折衝等業務手当	現場において、市が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件(野宿生活者の占有物件に限る)を撤去するために行う業務(聴聞及び勧告の業務を含む)	日額	500円
	暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う現場における折衝等の業務	日額	550円
	解体室における設備の運転・保守管理業務	日額	550円
と畜解体作業等業務手当	と畜業務	1頭	豚121頭～: 10円 牛76～150頭: 50円 牛151～161頭:100円 牛162頭～:200円
	廃棄物処理作業手当	廃棄物検査作業等(廃棄物に直接接触して行う作業のみ)	日額
緊急対策業務等手当	環境事業センターの廃棄物収集運搬作業	日額	830円
	風水害により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、大雨警報又は暴風警報の下で行う応急作業 地震、津波又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、緊急に行うその対策業務等	日額	通常: 720円 日没～日出:1,080円
災害応急作業等派遣手当	地震、津波又は大規模な火災、爆発等が発生した区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧のための作業又は業務	日額	通常:1,080円 深夜:1,620円
潜水作業手当	調査又は工事のために潜水器具を着用して行う潜水業務(潜水補助作業除く)	1時間	310円
警防活動手当	大型自動車、消防艇の機関操作業務に従事したとき(緊急執行運転のみ)	1回	560円
	消防車、消防救助艇の機関操作業務(緊急執行運転のみ)		170円
	救急車等の機関操作業務(緊急執行運転のみ)		100円
	出場して行う火災の防衛、人命の救助その他の災害の防除の業務(※)		通常: 500円 危険・困難:1,000円 1H以上:1Hにつき400円加算 (3H上限)
	出場して行う救急業務(※)		通常:230円 危険・困難:730円 救急救命士:360円 救急救命士で危険・困難:860円 1H以上:1Hにつき190円加算 (3H上限)
	出場して行う潜水業務(潜水器具を着用して行う潜水業務)		400円
	操縦士がヘリコプターに搭乗して行う操縦業務		通常:3,600円 危険:4,680円
	整備士がヘリコプターに搭乗して機内において行う整備業務等		通常:2,200円 危険:2,860円
航空手当	職員がヘリコプターに搭乗して機内において行う火災防衛等の業務又は救急業務	1回	通常:1,000円 危険:1,300円
	職員がヘリコプターに搭乗して機外において行う業務		機外作業:900円加算
国際緊急援助手当	国際緊急援助活動	日額	通常:4,000円 困難:5,000円・6,000円・8,000円
災害応急作業等手当	原発事故の発生に伴い、その敷地内及びその周辺の区域で行う作業	日額	40,000円を超えない範囲内の額
死体処理手当	特定大規模災害において、死体を取り扱う作業	日額	1,000円を超えない範囲内の額
外国勤務手当	外国に所在する公署における勤務を命ぜられた職員が、その命令に係る業務に従事したとき	月額	国の在勤手当額(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律に基づき外務公務員に支給されている在勤基本手当、在外住居手当、配偶者手当、子女教育手当)を基準として支給
教員特殊業務手当(学校園)	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務	日額	3,750円～16,000円
	修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		5,100円
	学校の管理下において行われる部活動又は講習若しくは補習における児童又は生徒に対する指導業務		2,600円～3,900円
	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務		900円
夜間教育等勤務手当(学校園)	夜間学級を設置する中学校に勤務する主幹教諭等が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事	日額	1,500円
	夜間学級を設置する中学校に勤務する校長等が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事		1,200円
緊急対策業務等手当(学校園)	教育職員及び指導主事が、暴風等その他の異常な自然現象又は大規模な火災等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下で行う緊急の対策業務等	日額	通常: 720円 日没～日出:1,080円
災害応急作業等手当(学校園)	教育職員及び指導主事が、暴風等その他の異常な自然現象又は大規模な火災等が発生した場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事	日額	通常: 1,080円 深夜: 1,620円
危険作業手当(水道)	10m以上の高所かつ、転落防止のための柵等がない箇所での作業	日額	10m以上:220円 20m以上:320円
	高圧電気又は酸欠の危険性がある場所での作業		220円
排泥等作業手当(水道)	臭気を伴う汚泥等(汚物を含む)に直接接触して行う作業	日額	550円
折衝等業務手当(水道)	現場において、水道局が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件(野宿生活で占有される物件に限る)を撤去するために行う業務(聴聞及び勧告の業務を含む)	日額	500円
	暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う現場における折衝等の業務		550円
緊急対策業務等手当(水道)	水道施設の事故等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、大雨警報又は暴風警報の下で行う応急作業等	日額	通常:720円 日没～日出:1,080円
災害応急作業等派遣手当(水道)	地震、津波又は大規模な火災、爆発等が発生した区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧のための作業又は業務	日額	通常:1,080円 深夜:1,620円

区分	内容	支給額					
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である職に支給	月額	医師・歯科医師 253,100円以内				
		月額	獣医師 35,000円以内				
扶養手当	職員と生計を一にし、かつ主としてその職員の収入により生計を維持する者(扶養親族)のある職員に支給	月額	子(22歳の年度末まで) 13,000円				
			その他 ・孫、弟妹(22歳の年度末まで) ・父母、祖父母(60歳以上) ・心身に著しい障害がある親族	局部長級 0円			
				課長級 3,500円			
				課長代理級以下 6,500円			
			(加算)15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳の年度末までの子 5,000円				
地域手当	民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給	月額	(給料+扶養手当+管理職手当)×16/100 ※東京都の特別区に在勤する職員は20/100				
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	月額	家賃額 手当額				
			10,000円を超え11,500円以下 1,500円				
			11,500円を超え21,500円以下 1,500円～11,500円				
			市外	21,500円を超え54,500円以下 11,500円～28,000円			
				54,500円を超える場合 28,000円			
			市内	21,500円を超え59,500円以下 11,500円～30,500円			
				59,500円を超える場合 30,500円			
単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員 上記の額の1/2							
通勤手当	職員の通勤費に対して支給	月額	①通勤のため交通機関等を利用する職員 6箇月定期券の価額を基本とした運賃に相当する額				
			②通勤のため自転車等の交通用具を使用する職員 1箇月につき、使用距離区分に応じた額				
			片道2km未満	0円 ※身体障害のため歩行が困難な職員 2,000円			
				2km以上5km未満 2,000円			
				5km以上10km未満 4,200円			
				10km以上15km未満 7,300円			
				15km以上20km未満 10,400円			
				20km以上25km未満 13,500円			
				25km以上30km未満 16,600円			
				30km以上35km未満 19,700円			
				35km以上40km未満 22,800円			
				40km以上45km未満 25,900円			
				45km以上50km未満 29,100円			
				50km以上55km未満 32,300円			
				55km以上60km未満 35,500円			
				60km以上 38,700円			
			(加算)身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員に対する特例 2,700円				
			駐車場等の利用 上限5,000円				
			①と②の1月あたりの合計額が55,000円を超える場合は、1月につき55,000円				
			単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活しているものに支給	月額	基本額 30,000円	
						(加算)職員の住居と配偶者の住居との距離が100km以上ある場合 距離区分に応じた額	
						100km以上300km未満 8,000円	
						300km以上500km未満 16,000円	
						500km以上700km未満 24,000円	
						700km以上900km未満 32,000円	
						900km以上1,100km未満 40,000円	
						1,100km以上1,300km未満 46,000円	
1,300km以上1,500km未満 52,000円							
1,500km以上2,000km未満 58,000円							
2,000km以上2,500km未満 64,000円							
2,500km以上 70,000円							
在宅勤務等手当	職員の住居その他これに準ずる場所において、所定の勤務時間の全部を勤務することを3ヶ月以上の期間について1ヶ月当たり平均10日を超えて命令された職員に支給	月額	3,000円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給	月額		一般	再任用		
			局長等	149,000円	116,000円		
				145,000円	111,000円		
			理事等	133,000円	102,000円		
				部長等	121,000円	93,000円	
			担当部長等	100,000円	73,000円		
			課長等(特に重要)校長(大規模・困難校)	91,000円	64,000円		
			課長等(上記以外)校長(上記以外)	83,000円	61,000円		
			課長等(一部の事業所に限る)准校長・園長	71,000円	52,000円		
			副課長等(消防局に限る)副校長・教頭	69,000円	50,000円		
			(注) 短時間勤務職員については、勤務時間に応じて支給されます。				

区分	内容	支給額			
産業教育手当(学校園)	高等学校の工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	月額	21,000円 (定時制教育手当を受ける者は13,000円)		
定時制教育手当(学校園)	定時制の課程を置く高等学校の教育職員に支給	日額	1,500円 (校長又は本務として定時制の課程に関する校務を整理する教頭は1,200円)		
義務教育等教員特別手当 (学校園)	義務教育諸学校、高等学校、幼稚園に勤務する教育職員に支給	月額	小・中学校、高等学校	2,000円～8,000円	
			幼稚園	1,000円～3,750円	
超過勤務手当	所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	1時間	勤務1時間当たりの給与額×支給割合		
		支給割合	所定の勤務時間が割り振られた日における勤務 125/100(※150/100)		
			〃 (午後10時から翌日の午前5時までの勤務) 150/100(※175/100)		
			上記以外の勤務 135/100(※150/100)		
			〃 (午後10時から翌日の午前5時までの勤務) 160/100(※175/100)		
		※1月の合計が60時間を超える場合(支給に替えて代休を取得する場合は、通常の支給割合)			
夜間勤務手当 (水道においては、深夜手当)	所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給	1時間	勤務1時間当たりの給与額×25/100		
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	1回	医師・歯科医師	25,000円	
			その他	6,100円～8,000円	
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、以下の区分の勤務を行った際に支給 1. 休日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合 2. 勤務日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により午後10時から午前5時までの間にあって所定の勤務時間以外に勤務した場合	1回	局長級・公募区長	休日	12,000円
			部長級	勤務日深夜	6,000円
				休日	10,000円
			課長級	勤務日深夜	5,000円
				休日	8,500円
			課長代理級(消防局並びに教育委員会所管の学校に勤務する副校長及び教頭に限る。)	勤務日深夜	4,300円
				休日	7,000円
				勤務日深夜	3,500円
		※休日日に6時間を超えて勤務した場合は上記の額に100分の150を乗じて得た額			

⑨退職手当の状況 (令和8年4月1日現在)

区分	大阪市		国	
	自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	44.7795月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分

(注)令和7年度の大阪市の1人あたりの平均支給額は、自己都合の場合1,793千円、定年・勤奨の場合20,001千円となっています。

⑩特別職の給料等の状況

(令和8年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	(減額後) 1,001,400円	(減額前) 1,669,000円
	副市長	942,560円	1,096,000円
	教育長	減額なし	907,000円
	常勤監査(代表)	減額なし	834,000円
	特別職の秘書	347,805円	393,000円
報酬	議長	(減額後) 950,000円	(減額前) 1,080,000円
	副議長	844,000円	960,000円
	議員	774,000円	880,000円
期末手当	市長 副市長 教育長 常勤監査(代表) 特別職の秘書	(令和7年度支給割合)4.10月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和7年度支給割合)3.95月分	
退職手当	副市長 教育長 常勤監査(代表) 特別職の秘書	(算定方式) 109.6万円×在職月数×0.38×(1-0.5) 90.7万円×在職月数×0.2×(1-0.5) 83.4万円×在職月数×0.186×(1-0.5) 39.3万円×在職月数×0.102×(1-0.05)	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎 退職時

◎給料等の減額措置について

○市長等特別職の給料等の減額措置

【市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員(代表)】

ア 給料の減額

◇期間：平成28年1月～当分の間

	減額率	給料月額		
		減額後	減額前	差引
市長	40%	100.1万円	166.9万円	▲ 66.8万円
副市長	14%	94.3万円	109.6万円	▲ 15.3万円

※ 表記上、千円未満を四捨五入しています。

イ 退職手当の減額

◇期間：平成24年4月～当分の間(教育長については平成28年4月から)

	減額率
副市長	50%
教育長	
常勤監査(代表)	

報酬の減額

◇期間：平成27年4月30日～令和9年4月29日

	減額率	報酬月額		
		減額後	減額前	差引
市会議員	12%	95万円	108万円	▲ 13万円
		84.4万円	96万円	▲ 11.6万円
		77.4万円	88万円	▲ 10.6万円

4. 職員の勤務時間及び休暇

職員の勤務時間は、午前9時から午後5時30分までで、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始が休みとなっています。（ただし、勤務時間については、職種、勤務場所等によって異なる場合があります。）

再任用（短時間勤務）の職員については、週当たりの勤務時間は31時間を超えない範囲で定めています。

また、休暇については、原則として年間20日の年次有給休暇が与えられるほか、病気休暇、介護休暇、介護時間休暇及び下表等の特別休暇があります。

特別休暇の種類	付与日数
分べん（産前産後）休暇	16週間
生理休暇	1回につき2日以内（年13回以内）
結婚休暇	5日以内
忌引休暇	7日以内
配偶者分べん休暇	2日以内
子の看護等休暇	5日以内（対象の子が2人以上の場合は10日以内）
夏季休暇	5日以内
妊娠障害休暇	14日以内
骨髄提供（ドナー）休暇	必要な期間
交通制限・遮断、不可抗力の事故等	必要な期間
選挙権等の行使	必要な期間
非常災害による住居の滅失・損壊等	7日以内
裁判員、証人、参考人等としての国会、裁判所、人事委員会等への出頭	必要な期間
育児参加休暇	5日以内
育児時間休暇	1日2回・90分以内
短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
出生サポート休暇	5日以内（頻繁な通院を要する場合（体外受精・顕微授精）は10日以内）
ボランティア休暇	5日以内

5. 職員の休業の状況

育児休業は、生後 3 年未満の子を養育する職員が、育児のため、請求により休業できる制度です。

部分休業は、第 1 号部分休業と第 2 号部分休業の 2 種類があり、第 1 号部分休業は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の養育のため、請求により 2 時間以内で休業でき、第 2 号部分休業は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の養育のため、請求により 1 年（4 月 1 日から 3 月 31 日）につき 10 日相当の範囲内で休業ができる制度です。

令和 7 年度における育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業	部分休業
	令和 7 年度新規取得	令和 7 年度新規取得
市長部局	313 (147)	54 (8)
市会・行政委員会等	12 (7)	4 (0)
消防局	87 (78)	16 (2)
水道局	12 (10)	0 (0)

※ () 内の数字は、全体の取得者の内、男性職員の取得者数を示しています。

※市会・行政委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局（学校園を除く）を示しています。

自己啓発等休業は、大学等における課程の履修や国際貢献活動を希望する職員が、申請により休業できる制度です。

令和 7 年度取得者数 1 人

配偶者同行休業は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員が、申請により休業できる制度です。

令和 7 年度取得者数 1 人

6. 職員の分限及び懲戒

分限処分は、公務の適正かつ能率的な運営を確保することを目的として行われる処分です。懲戒処分は、職員の非違行為に対して道義的責任を問うて、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる処分です。

令和7年度の分限処分件数は404件、懲戒処分件数は39件となっています。

令和7年度分限処分者数

(単位：人)

分限処分の種類							合計
	降任	免職	休職			降給	
			起訴休職	病気休職	進学休職		
市長部局	0	0	0	352	0	0	352
水道局	0	0	0	20	0	0	20
消防局	0	0	0	22	0	0	22
委員会等	0	0	0	10	0	0	10
全体	0	0	0	404	0	0	404

※教育委員会事務局所管の教職員を除いています。

※委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局を示しています。

令和7年度任命権者別・程度別懲戒処分件数

(単位：件)

		免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局	1. 給与・任用に関する不正			5		5
	2. 一般服務義務違反関係		5	6	3	14
	3. 一般非行関係	1	2	3	1	7
	4. 収賄等関係					
	5. 道路交通法違反		2			2
	6. 監督責任					
	小計	1	9	14	4	28

市会・行政委員会等	1. 給与・任用に関する不正					
	2. 一般服務義務違反関係			1		1
	3. 一般非行関係					
	4. 収賄等関係					
	5. 道路交通法違反					
	6. 監督責任					
	小計			1		1
消防局	1. 給与・任用に関する不正					
	2. 一般服務義務違反関係			3		3
	3. 一般非行関係		2	1		3
	4. 収賄等関係					
	5. 道路交通法違反	1				1
	6. 監督責任					
	小計	1	2	4		7
水道局	1. 給与・任用に関する不正					
	2. 一般服務義務違反関係	1		1		2
	3. 一般非行関係					
	4. 収賄等関係	1				1
	5. 道路交通法違反					
	6. 監督責任					
	小計	2		1		3
全体	1. 給与・任用に関する不正			5		5
	2. 一般服務義務違反関係	1	5	11	3	20
	3. 一般非行関係	1	4	4	1	10
	4. 収賄等関係	1				1
	5. 道路交通法違反	1	2			3
	6. 監督責任					
	合計	4	11	20	4	39

※教育委員会所管の校園の職員を除いています。

※市会・行政委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局を示しています。

「1. 給与・任用に関する不正」…諸給与の不正領得等

「2. 一般服務義務違反関係」…秘密漏洩、職務専念義務違反、兼業等

「3. 一般非行関係」…傷害・暴行、窃盗、わいせつ事件等

「4. 収賄等関係」…収賄、横領等

「5. 道路交通法違反」…私事上及び公務上の交通事故事件、道路交通法違反事件

「6. 監督責任」…職務上の事件に関する管理監督責任者の処分事例等

7. 職員の服務

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。

そのため、職員に対しては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為及び営利企業等の従事の制限等、民間企業の勤労者とは異なり、服務上の様々な制約が課されています。

こうした服務規律の確保に向け、本市では、昨年度においても、機会を捉えて服務規律の確保の周知徹底を図るとともに、夏季や年末の節目に綱紀保持の通知を行うなど、職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

また、平成 24 年に発足した服務規律刷新プロジェクトチームにおいては、定期的に会議を開催し、服務規律確保に向けた具体的な方策の策定や取組みの推進を検討しております。この会議において、組織特有の課題に対応した任命権者ごとの重点取組の設定及び各所属における不祥事の発生防止に向けた取組みや職場環境づくりの取組みの情報共有等を行っています。

なお、平成 24 年度には、「大阪市職員基本条例」を制定し、適正かつ迅速に懲戒処分を行うとともに、「職員の政治的行為の制限に関する条例」を制定することで、本市職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保することとしています。

8. 職員の退職管理の状況

管理職職員であった者（令和２年度末日以降の退職者）で令和７年７月２日から令和８年７月１日の間に再就職した状況は次のとおりです。

大阪市退職者の令和８年度再就職状況（概要）

再就職先区分	合計
① 外郭団体・外郭団体の子法人	19 人
② 職員派遣団体	6 人
③ 財政的援助法人	21 人
④ 国・他自治体	6 人
⑤ 民間企業（株式会社等）	29 人
⑥ その他（一般財団法人・社会福祉法人等）	31 人
⑦ 大阪市（任期付職員等）	2 人
合 計	114 人

※ 退職年度による内訳…令和７年度：83 人、令和６年度：6 人、令和５年度：5 人、令和４年度：3 人、令和３年度：9 人、令和２年度：8 人

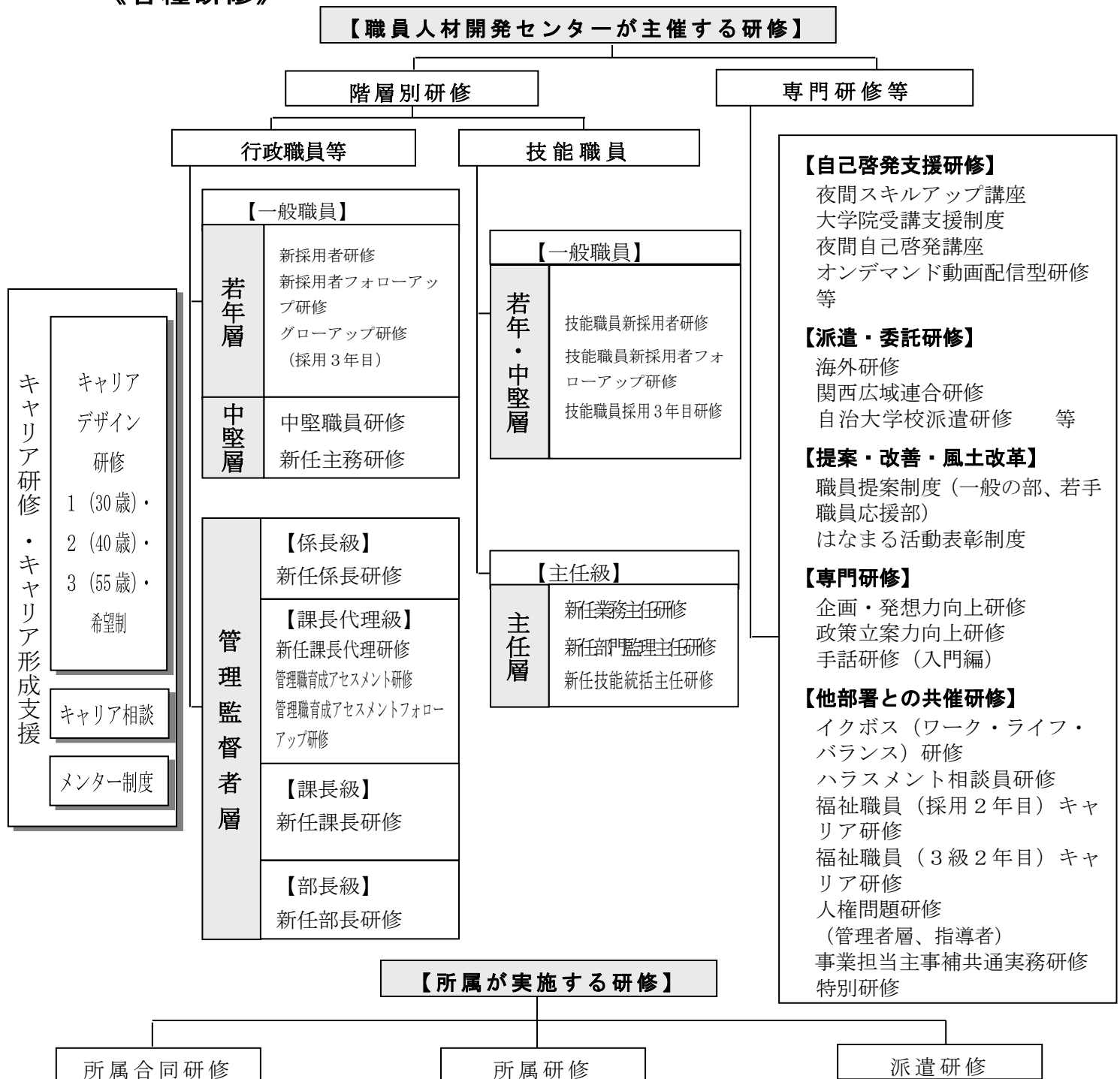
※ 再就職者数は延べ人数とする。

※ 外郭団体は令和８年８月１日時点で指定されているものとする。

9. 職員の研修制度

職員に対する研修は、環境変化や行政課題に柔軟に対応し、組織における自己の役割を踏まえて、自律的に考え、行動できる職員の育成をめざして進めています。そのため、職種や勤務年数、役職等に応じて研修を体系的に実施するとともに、職員が自発的に能力の開発及び向上を図ることを促進するため、自己啓発に対する支援を行っています。

《各種研修》



10. 職員の福利厚生

○職員の福利厚生事業の実施状況

快適な職場環境の形成を促進し、職員の健康保持増進を図るため、各種事業を実施しています。

※ 以下、「市長部局等」には、委員会等（市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局。教育委員会については校園の職員を除く。）を含む。

1 主な事業について

(1) 職員疾病対策(健康管理) 事業

労働安全衛生法及び規則に基づき、職員に対して定期健康診断をはじめとする各種健康診断及び健康診断結果に基づく事後措置を実施するとともに、健康上留意を要する者の早期発見に努め健康回復のための助言と指導を行い、職員の健康管理に努めています。

また、ストレスチェック調査により、職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めています。併せて、メンタルヘルスに関する講習会等を開催するなど、職員のこころの健康の保持増進に努めています。

●健康診断実施状況（令和7年度）

健康診断名称	受 診 人 数（単位：人）		
	市長部局等	消防局	水道局
定期健康診断	18,911	3,846	1,234
雇入れ時健康診断	1,586	199	48
特定業務従事者健康診断	1,263	2,820	156
放射線健康診断	48	－	－
有機溶剤健康診断	222	－	173
騒音業務従事者健康診断	134	－	－
潜水業務従事者健康診断	11	216	－
V D T 作業従事者健康診断	定期健康診断で実施		
破傷風予防接種	202	267	0
検 便	－	－	681

● ストレスチェック実施状況（令和7年度）

名称	受 検 人 数（単位：人）		
	市長部局等	消防局	水道局
ストレスチェック	20,318	3,770	1,206

(2) 職員安全衛生管理事業

労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、職場の災害防止、環境改善に努めるとともに、産業医の選任、衛生管理者の配置など、安全衛生管理体制の整備を図っています。また、安全衛生講習会の実施や啓発など職場の安全衛生活動の活性化に努めています。

● 安全衛生管理体制の整備状況（令和7年度）

設置事業所数（単位：箇所）

事 項	市長部局等	消防局	水道局
総括安全衛生管理者	10	1（※）	10
安 全 管 理 者	19	—	10
衛 生 管 理 者	93	27	11
安全衛生推進者	21	—	—
衛 生 推 進 者	104	—	—
安 全 委 員 会	19	27 (安全衛生委員会)	10 (安全衛生委員会)
衛 生 委 員 会	93		
産 業 医	93	27	10

※消防局は「統括衛生管理者」として設置している。

(3) 公務災害・通勤災害補償事業

職員の公務上の災害、又は通勤途上における災害について、地方公務員災害補償法及び大阪市職員公務災害等補償条例等の関係法令に基づき補償を行っています。

● 公務災害及び通勤災害の件数（令和 7 年度）

（単位：件）

所 属	公務災害	通勤災害	計
市長部局等	114	20	134
消 防 局	45	0	45
水 道 局	4	3	7
計	163	23	186

(4) 職員相談事業

職員のさまざまなメンタルヘルスや生活上の相談に、電話、メール及びカウンセリングにより応じています。

(5) 職員被服貸与事業

作業環境上、労働安全衛生上又は職務上、一定の被服の着用が必要であると認められる職員に対し、被服を貸与しています。

2 事業経費について

(1) 市長部局等

(単位：円)

事業	令和7年度決算額（見込）	令和8年度予算	備考
職員疾病対策事業	177,668,453	219,121,000	消防局含む
職員衛生管理	56,095,588	62,720,000	
職員相談事業	15,295,924	15,903,000	
職員被服貸与事業	41,462,457	51,660,000	
計	290,522,422	349,404,000	

(2) 消防局

(単位：円)

事業	令和7年度決算額（見込）	令和8年度予算	備考
職員疾病対策事業	3,145,780	3,209,030	
職員健康管理	5,203,770	5,079,624	
職員衛生管理	981,669	1,131,570	
職員相談事業	347,875	594,000	
計	9,679,094	10,014,224	

(3) 水道局

(単位：円)

事業	令和7年度決算額（見込）	令和8年度予算	備考
職員健康管理	27,460,259	31,644,000	
職員安全衛生管理	214,274	465,812	
職員相談事業	849,398	2,039,000	
職員被服貸与事業	18,643,897	30,296,000	
計	47,167,828	64,444,812	

○共済組合事業の実施状況

共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員及びその被扶養者（遺族）の相互救済の事業を行い、もってその生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的に、市長部局（行政委員会等を含む）、消防局、水道局、地方独立行政法人大阪市民病院機構、一部事務組合、大阪広域環境施設組合、地方独立行政法人大阪市博物館機構、地方独立行政法人天王寺動物園、大阪市職員共済組合の職員を組合員として次の事業を実施しています。

1 長期給付事業 年金給付

(1) 受給者数(令和8年3月末)

区 分	人数（単位：人）
退職共済(老齢厚生)年金	29,358
障害共済(障害厚生)年金	1,027
遺族共済(遺族厚生)年金	12,632
合 計	43,017

(2) 組合員保険料及び負担金(令和7年度)

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(単位：千分比)

厚生年金		退職等年金	
組合員保険料	負担金	組合員保険料	負担金
91.50	91.50	7.50	7.50

2 短期給付事業 保健給付・休業等給付・災害給付

(1) 給付の実績(令和7年度)

区 分	支給件数 (単位：件)	支給額 (単位：円)
保健給付（療養の給付、高額療養費、出産費等）	862,234	10,554,914,866
休業等給付（傷病手当金、育児休業手当金等）	5,390	846,667,110
災害給付（弔慰金、災害見舞金等）	1	392,000

附加給付	(定款に定めることで独自に行うことができる給付)	1,737	58,656,624
一部負担金払戻金	(定款に定めることで独自に行うことができる給付)	4,772	148,088,100
合 計		874,134	11,608,718,700

(2) 掛金及び負担金(令和7年4月1日現在)

短期給付

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(単位:千分比)

掛金率	負担金率	公的負担金率	合 計
52.00	52.00	0.87	104.87

※公的負担金率は、地方公務員等共済組合法に定められた、育児・介護休業手当金に係る地方公共団体負担分です。

介護給付

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(単位:千分比)

掛金率	負担金率	合 計
7.90	7.90	15.80

3 福祉事業 保健事業・貸付事業・住宅等あっせん事業等

【保健事業】

(1) 事業の実績(令和7年度)

区 分	受診者数等	支給額（単位： 円）
各種検診事業（がん検診、配偶者人間ドック等）	14,751 人	308,593,010
特定健康診査（支払基金分等）	1,357 人	23,395,398
保健指導（特定保健指導、非肥満個別指導等）	3,415 人	78,739,130
健康教育事業（出張型健康講座）	276 回	18,823,200
健康に関する啓発事業（健康カレンダー配付）	—	2,515,271
合 計	—	432,066,009

(2) 掛金及び負担金(令和7年4月1日現在)

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(単位:千分比)

掛金率	負担金率	合 計
0.80	0.80	1.60

【貸付事業】

(1) 貸付金の種類

住宅貸付金 災害貸付金 介護住宅貸付金 高額医療貸付金 出産貸付金

(2) 貸付金の利率（令和7年4月1日現在）

住 宅 貸 付 金 年 1.26 %
災 害 貸 付 金 年 0.93 %
介護住宅貸付金 年 1.00 %
高額医療貸付金 無 利 息
出 産 貸 付 金 無 利 息

※貸付金利率については、国の財政融資資金利率に伴い変動します。

(3) 貸付の実績(令和7年度)

① 住宅関連貸付(新規貸付については、平成 21 年 12 月 21 日をもって休止しています。)

	住宅貸付	災害貸付	介護住宅貸付	合計
件数 (単位:件)	0	0	0	0
金額 (単位:円)	0	0	0	0
1人当り 金額 (単位:円)	0	0	0	0

※他の共済で住宅等貸付を受けている者が当共済組合に加入した場合は、貸付を行っています。

② その他の貸付

	高額医療貸付	出産貸付
件数 (単位:件)	0	0
金額 (単位:円)	0	0
1人当り 金額 (単位:円)	0	0

○互助会事業の実施状況

互助会は、条例に基づき職員の相互共済及び福利増進を目的として、次のような福利厚生事業を実施しております。

(1) 大阪市からの補給金によって実施する事業

事業名	令和7年度 決算額（単位：円）	事業説明等
長期給付事業	11,119,152	条例に基づく退職給付
合計	11,119,152	

(2) 掛金等によって実施する事業

事業名	令和7年度 決算額（単位：円）	事業説明等
短期給付事業	120,035,165	弔慰金・特別見舞金・退会慰労金などの給付
慰安厚生事業	599,457,313	選択型福利厚生事業・会員制施設
合計	719,492,478	

※掛金収入 405,737,856 円（掛金率：4/1000）

(3) 独自収入によって実施する事業

事業名	令和7年度 決算額（単位：円）	事業説明等
厚生資金貸付事業	23,734,268	ライフプランに合わせた貸付
物品供給事業	2,711,868	特約店や物品等のあっせん
保険取扱事業	13,718,613	団体保険・一般生命保険などの取扱い
遺児育英事業	5,616,000	遺児育英資金の給付
合計	45,780,749	

お問い合わせは

1、2、4、5、6、7、8・・・総務局人事部人事課(人事グループ) (TEL 06-6208-7511)

3・・・総務局人事部給与課(給与グループ) (TEL 06-6208-7525)

9・・・職員人材開発センター (TEL 06-6636-2490)

10 (職員の福利厚生事業の実施状況)

(互助会事業の実施状況)

・・・総務局人事部人事課(厚生グループ) (TEL 06-6208-7534)

(大阪市職員共済組合 事業実施状況)

・・・総務局人事部給与課(共済グループ) (TEL 06-6208-7541)